特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０９５号

東京都渋谷区神宮前１丁目６番地15号原宿ジュネスビル２階
清算株式会社　株式会社ＣＲＳＯＤＡ
代表清算人　原田　健一

1　決定年月日　令和８年１月14日
2　主文　次の協定を認可する。
　協定
　1　清算株式会社は、第３項に規定する場合を除き、別紙記載の各協定債権者に対して協定債権の弁済を行わない。
　2　各協定債権者は、本協定の認可の決定が確定した日において、清算株式会社に対し、各協定債権の全額について、その債務を免除する。
　3　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務免除は、弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１２号

北九州市若松区童子丸２丁目４番７号
清算株式会社　福岡ＫＫ株式会社
代表清算人　木村　征一

1　決定年月日　令和８年１月15日
2　主文　次の協定を認可する。
　協定
　清算株式会社は、下記の各協定債権者の債権（元本、利息及び遅延損害金）につき、その全額の免除を受ける。

記

①株式会社北九州銀行
②株式会社福岡銀行
③株式会社日本政策金融公庫
④福岡県信用保証協会

以上

（清算株式会社の表示）
北九州市若松区童子丸二丁目４番７号
福岡ＫＫ株式会社
同代表者代表清算人　木村　征一

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

監督命令

再生計画認可

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始